

---

## 第8章 新市を形成していくための主要施策

地域の進むべき将来像の実現のための具体策を整理するために、この地域が有する課題について、それぞれ「ひとづくり」、「住み良さづくり」、「活力づくり」という3つのプロジェクトを提案します。さらに、これらのプロジェクトをサポートし、連携を持たせるため、「地域交流型の都市構造の構築」及び「新たな地域経営の仕組みづくり」によるまちづくりを推進することを提案します。

### 1 住民が求めるまちづくりの方向

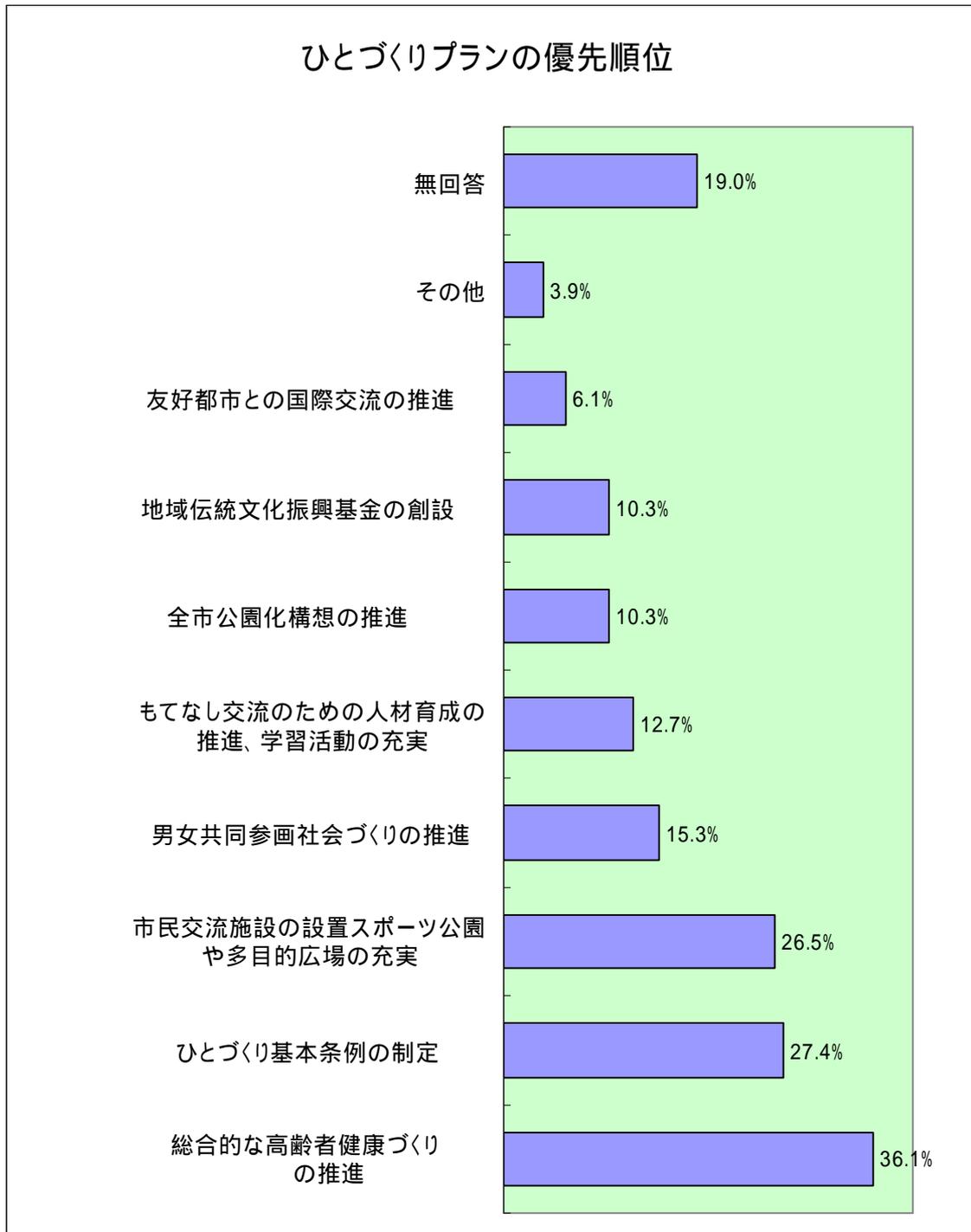
平成16年2月に実施した住民意向調査で、新市将来構想に掲げた各プロジェクトのなかで、優先して取り組むべきものについて住民の皆さんから意見を伺いました。

新市においては、これらの結果を参考に、事業の優先順位等を定めて展開していきます。

新市まちづくり構想の中では、塩山市・勝沼町・大和村の住民の皆さんの意見を新たに集約しました。

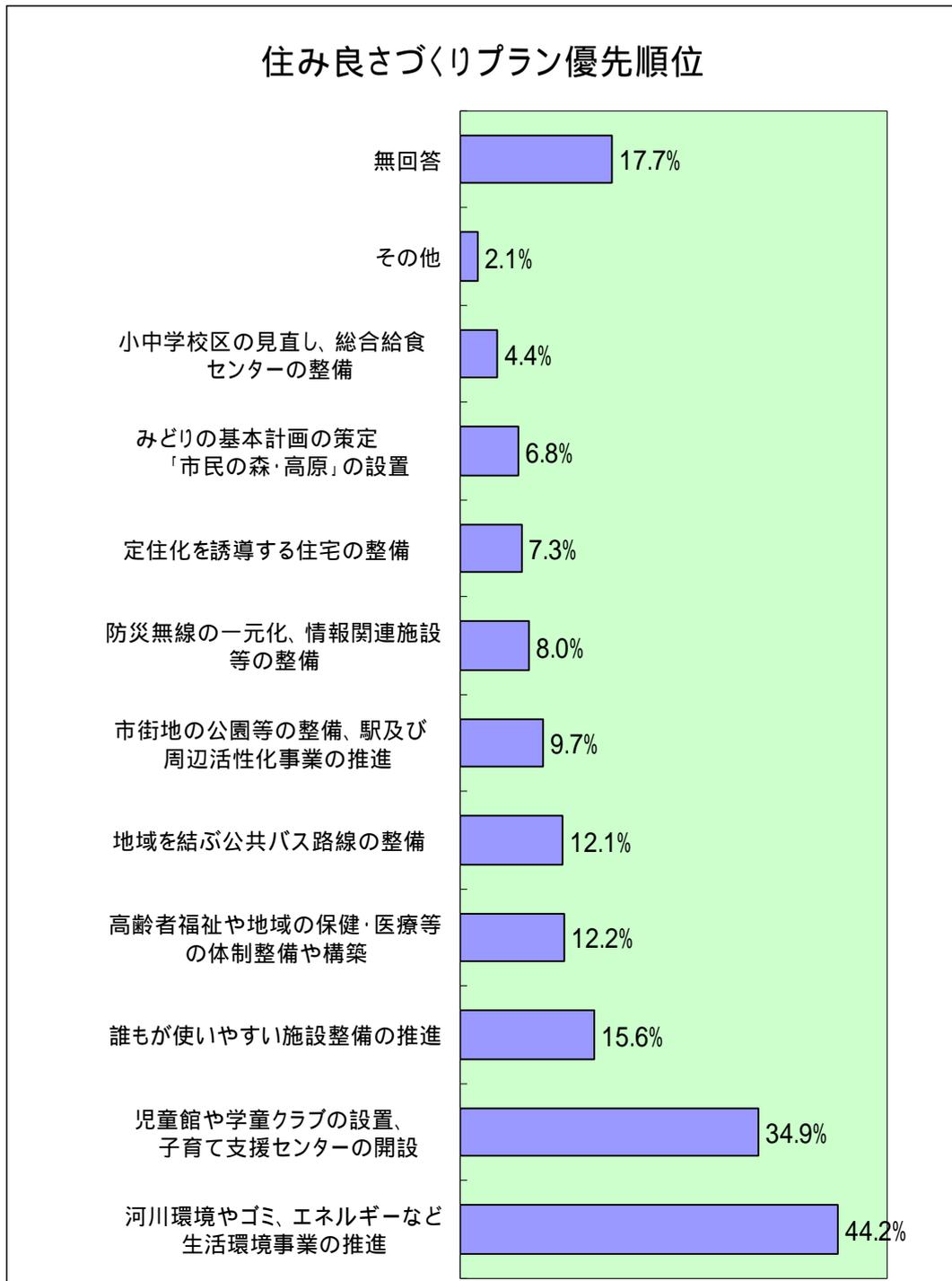
### (1)「ひとづくりプラン」での優先事項

「総合的な高齢者健康づくりの推進」36.1%が最も多く、以下「ひとづくり基本条例の制定」27.4% 「市民交流施設の設置、スポーツ公園や多目的広場の充実」26.5%と続いています。



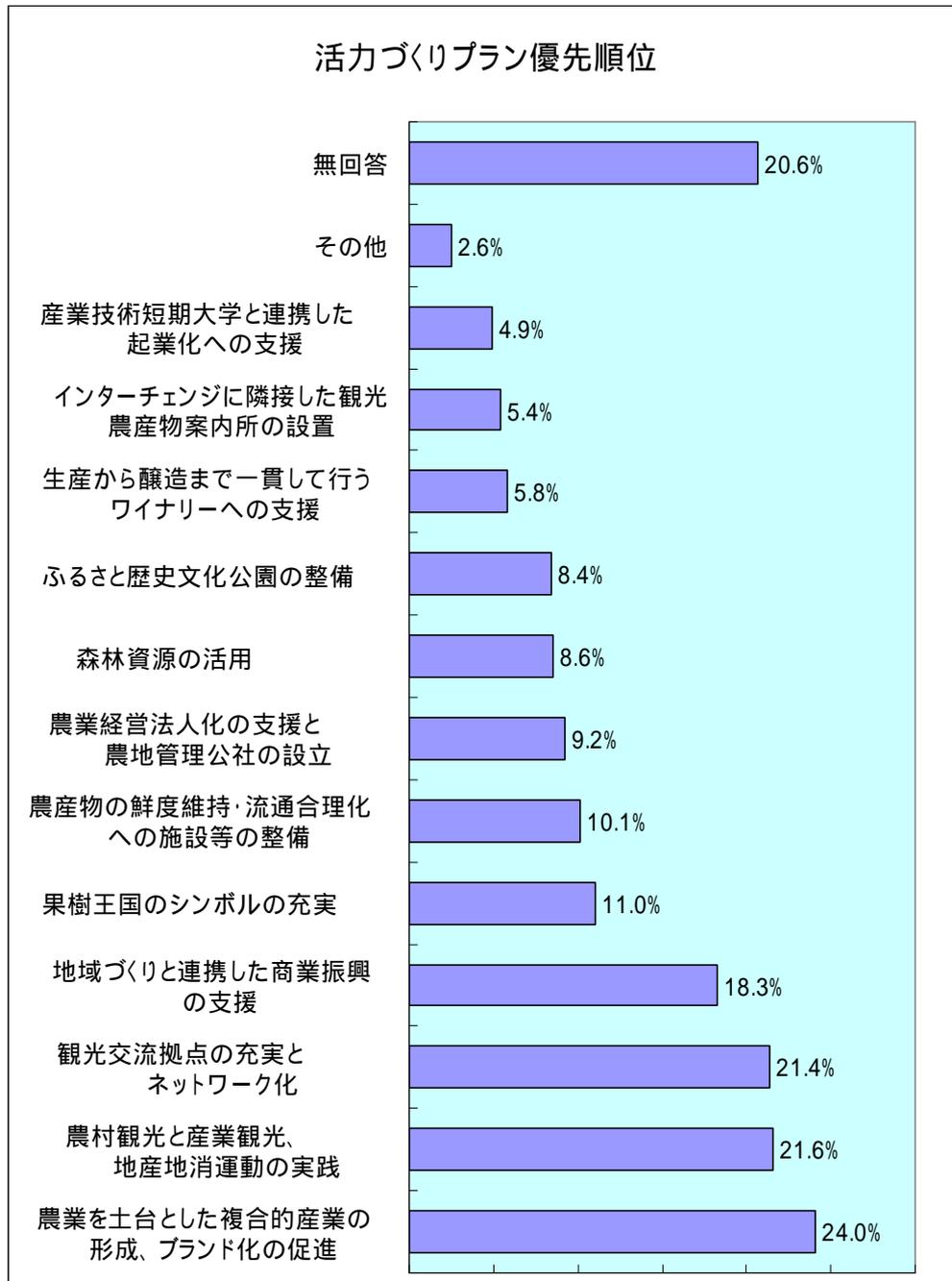
## (2)「住み良さづくりプラン」での優先事項

「河川環境やゴミ、エネルギーなど生活環境事業の推進」44.2%と「児童館や学童クラブの設置、子育て支援センターの開設」34.9%の2項目が特に多く、以下「誰もが使いやすい施設整備の推進」15.6%、「高齢者福祉や地域の保健・医療等の体制整備や構築」12.2%と続いています。



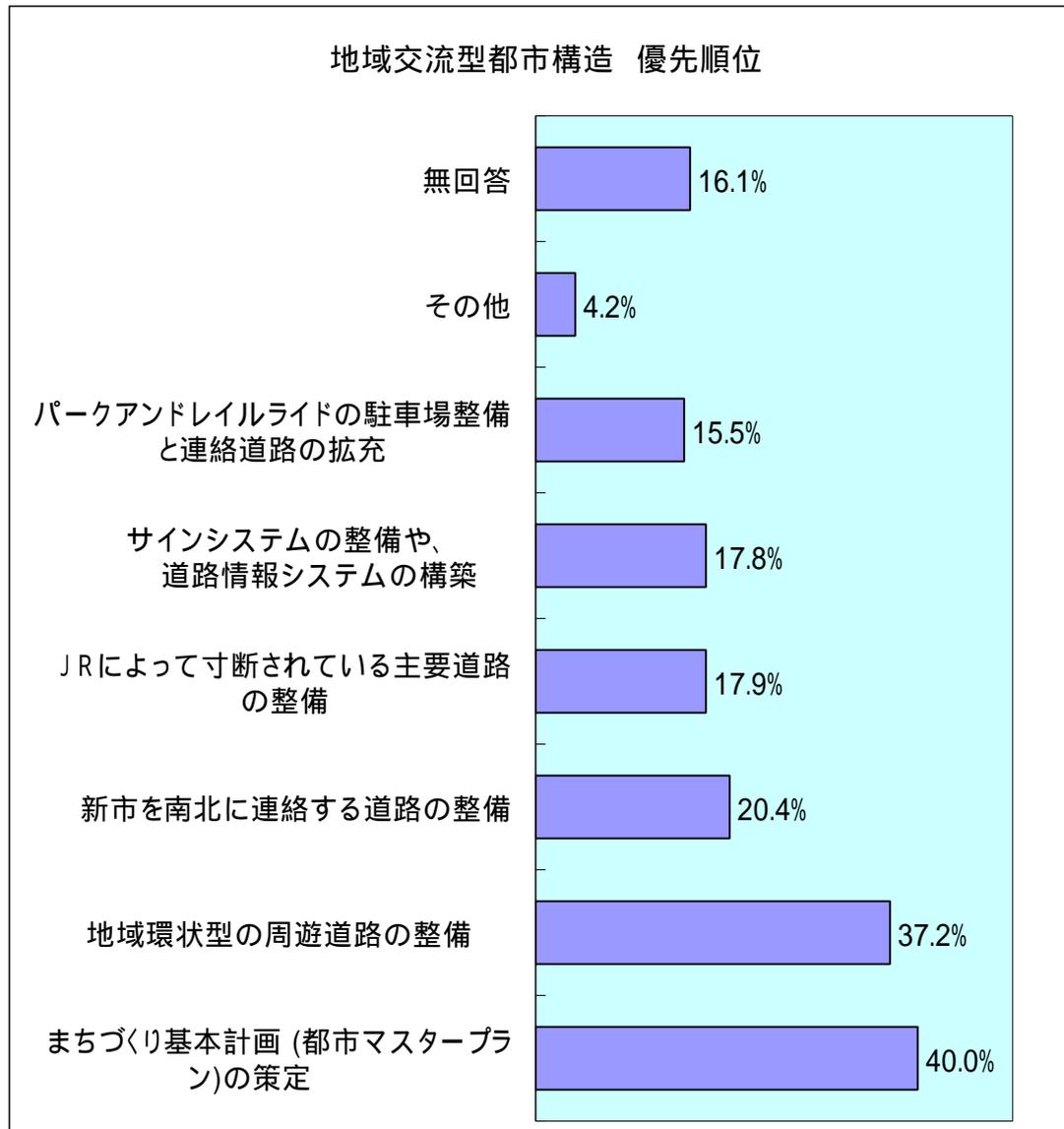
### (3)「活力づくりプラン」での優先事項

「農業を土台とした複合的産業の形成、ブランド化の促進」24%、「農村観光と産業観光、地産地消運動の実践」21.6%、「観光交流拠点の充実とネットワーク化」21.4%の3項目が2割以上を占めています。



#### (4) 「地域交流型都市構造の構築」での優先事項

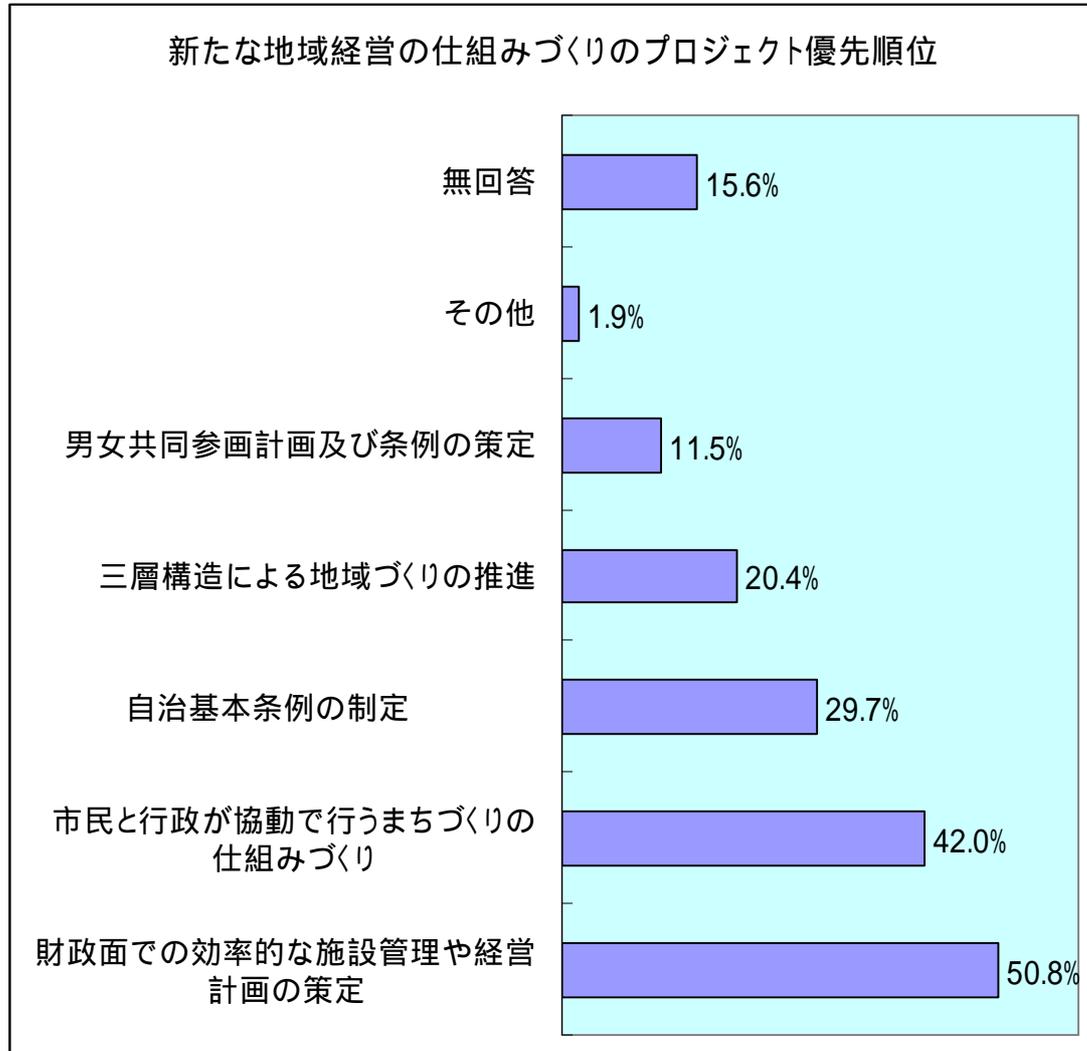
「まちづくり基本計画（都市マスタープラン）の策定」40%、「地域環状型の周遊道路の整備」37.2%の2項目が特に多く、以下「新市を南北に連絡する道路の整備」20.4%、「JRによって寸断されている主要道路の整備」17.9%、「サインシステムの整備や道路情報システムの構築」17.8%と続いています。



住民意向調査では、「多極循環型都市構造」として調査を実施。

(5) 「新たな地域経営の仕組みづくり」での優先事項

「財政面での効率的な施設管理や経営計画の策定」50.8%が半数を超え最も多く、次いで「市民と行政が協働で行うまちづくりの仕組みづくり」42%、「自治基本条例の制定」29.7%が続いています。



---

## 2 分野別のまちづくりの方針

新市まちづくり計画においては、まちづくりの基本的理念を実現するため「ひとづくり 住み良さづくり 活力づくり 地域交流型都市構造の構築 新たな地域経営の仕組みづくり」のプロジェクトを次のような分野別のまちづくり方針に基づき実施します。

### (1) ひとづくりプラン実現のための方針

健康づくり 保健医療 高齢福祉 社会福祉 子育て支援  
地域教育 学校教育 教育環境 生涯学習 地域文化の伝承  
生涯スポーツ・レクリエーション

### (2) 住み良さづくりプラン実現のための方針

観光景観 消防防災 治山治水 交通安全 防犯体制 消費  
者保護 上下水道 住宅

### (3) 活力づくりプラン実現のための方針

農林業 商工業 観光 人材育成・労働環境

### (4) 地域交流型都市構造構築のための方針

土地利用 交通ネットワーク整備

### (5) 新たな地域経営の仕組みづくりのための方針

地域自治 行財政基盤 市民参画 男女共同参画社会

---

## 1 ひとづくりプラン実現のための方針

### 【健康、保健・医療、福祉、子育て支援】

少子高齢社会が進む中で、安心して生活を送るには、万一、介護や医療等が必要になった時に、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の存在が望まれます。このため、新市においては、保健・医療・福祉の一体的な事業展開はもちろん、ボランティアや企業等がそれぞれの立場で地域福祉に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、地域の未来を担う子供たちを育てていくため、家庭や地域における子育て機能を高め、安心して子供を生み育てることのできる施策に取り組みます。

市民がお互いに助け合い、隣人との関係を大切にするコミュニティづくりを進め、すべての市民が分け隔てなく平等に社会参画ができ、健康でゆとりと生きがいを持って暮らすことのできる健康と福祉のまちづくりをめざします。

### 【主要施策の内容】

#### (1) 総合的な健康づくり対策の推進

健康なまちづくりの指針として、(仮称)健康づくりプランを策定します。

健康づくりの拠点としての保健センター等、既存施設の機能の充実に努めます。

健康づくりに対する意識啓発・指導体制の充実に図り、住民の健康に対する意識の高揚に努め、ボランティア活動やNPO活動等による共に支え合うまちづくりを推進します。

#### (2) 地域の保健・医療体制の充実

民間医療施設との連携・機能分担を強化し、地域医療の充実と環境整備に努めるとともに、福祉に携わる人材の育成や確保を図ります。

医療機関等との連携を強化して、疾病予防、早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療体制を確保します。

休日及び夜間における救急医療の充実に図ります。

保健・医療の専門職から地域住民までが参加する地域ケアネットワークを構築し、医療機関、民生委員等との共通理解をすすめ信頼関係、連携体制を強化します。

### (3) 高齢福祉の充実

高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が、知識・技術・経験を活かしいきいきと働き活動し、ともに支え合う仕組みをつくり、健康で豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

在宅と施設福祉サービスとの調和がとれた総合的な高齢者福祉を推進します。

高齢者の安全を守るため、緊急通報システムを拡充するとともに、高齢者や障害者の方々の足を確保するため、福祉バス等を運行します。

多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供される環境づくりに努めます。

介護保険制度については、保健・福祉・医療の各機関が連携し、サービス提供体制を効率化するよう努めます。

### (4) 社会福祉の充実

障害者福祉計画を策定し、障害のある方の生活安定や社会参画の促進に向けた相談・支援体制づくりを推進します。

地域で相互に支え合う仕組みの強化・充実に取り組むとともに、市民と行政が連携した社会福祉環境づくりに努めます。

すべての人々にやさしい環境を形成するため、ユニバーサルデザインの視点にたって、公共施設の整備を推進します。

多世代間の交流、ボランティア活動へ参加する機会を増やし、市民の障害者、高齢者、子どもに対する理解を深めます。

広域的な視点からの障害者（児）の福祉施設の整備を進めます。

だれもが安心して楽しく暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉協議会の充実と統合を支援します。

### (1) 子育て支援の充実

次世代育成支援地域行動計画を策定するとともに、子供たちや家庭が抱える様々な問題に対処するため、子育て相談機能を強化します。

子育て支援センターなど各種の施設を整備し、児童福祉部門や幼児教育部門をはじめ、保健・医療・福祉・教育が連携した総合的な子育て支援の展開を図ります。

健やかに子供を生み育てるまちの実現に向け、新市が実施する母子保健施策を的確に展開していくための基本として、母子保健計画を策定します。

次世代を担う子供たちの育成のために、ファミリーサポートセンターなどを整備し、地域社会全体で支える環境整備・体制づくりに努めます。

健康、保健・医療、福祉、子育て支援

| 施策の柱          | 主要事業  |
|---------------|---|
| 総合的な健康づくりの推進  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康づくりプラン策定</li> <li>2 各保健センターの連携強化</li> <li>3 保健センター等整備</li> <li>4 疾病予防推進</li> <li>5 健康づくりに関する相談機能・情報提供機能強化</li> <li>6 ボランティア活動やNPO活動等による共に支え合うまちづくりの推進 など</li> </ol>                            |
| 地域の保健・医療体制の充実 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療充実</li> <li>2 広域的な医療連携体制整備</li> <li>3 各種検診実施</li> <li>4 救急医療体制充実</li> <li>5 病院・診療所運営</li> <li>6 地域ケアネットワーク構築 など</li> </ol>   |
| 高齢福祉の充実       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定</li> <li>2 高齢者福祉施設整備</li> <li>3 高齢者の就業促進</li> <li>4 高齢者の緊急通報システム拡充</li> <li>5 介護予防対策や相談機能・情報提供機能強化</li> <li>6 介護サービス基盤整備</li> <li>7 福祉バス運行</li> <li>8 温泉施設活用 など</li> </ol> |
| 社会福祉の充実       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者福祉計画策定</li> <li>2 障害者の保健福祉推進</li> <li>3 障害者の自立支援と生きがいづくり推進</li> <li>4 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</li> <li>5 広域的な視点からの障害者(児)福祉施設の整備</li> <li>6 社会福祉協議会の充実と統合支援 など</li> </ol>                        |
| 子育て支援の充実      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次世代育成支援地域行動計画策定</li> <li>2 子どもを健やかに産み育てる環境づくり推進</li> <li>3 母子保健計画策定</li> <li>4 子育て支援センター整備</li> <li>5 子育て支援相談機能充実</li> <li>6 ファミリーサポートセンター設置 など</li> </ol>                                       |

---

## 【地域教育、学校教育、教育環境、生涯学習、地域文化、生涯スポーツ・レクリエーション】

すべての年齢層が常に好奇心を持ち、優れた個性と豊かな人間性を育みながら、いつでも、どこでも、だれでも、生涯を通じて学ぶことができる学習環境の整備を進めます。また、「まちづくりはひとづくりから」を基本として、創造性豊かなひとづくりに取り組みます。

一方、新市を構成する地域は、豊かな歴史資源や先人たちによって培われてきた文化資源が点在しています。これらの保存と継承を基本に、さらに新市独自の市民文化の創造に向けて、市民と行政が一体となって取り組み、「学ぶ喜び」、「薰り高い文化を育む喜び」が実感できるまちづくりを目指します。

### 【主要施策の内容】

#### (1) 家庭や地域における教育力の充実

家庭において適切な親子関係を築き、しつけや教育ができるよう、就学前の幼児教育に関する情報の提供と相談体制を充実します。また、地域での学習機会を提供し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

保育所・幼稚園と小学校の連携、交流を図り、小学校教育への円滑な移行を促進します。また、学校・地域・家庭の連携を強化し、子供たちが地域と交流する機会の創出に努めます。

#### (2) 学校教育の充実

子供たちが主体的かつ創造的に生きる力を養うため、個性を重視したきめ細かな教育を推進するとともに、基礎学力の向上を図ります。

健やかな成長を促進する健康教育の充実や、地域文化を大切にす豊かな人間性を育む教育、心を大切にす人権教育の充実を図ります。

子供たちがのびのびと心豊かに成長するよう、スクールカウンセラー等の配置を推進します。

学習活動の多様化に対応するため、小中学校の教育用コンピュータ環境を充実し、時代に即した情報教育を推進します。

社会の急速な国際化に対応した教育を推進し、児童生徒の国際感覚を育てます。

心身に障害のある児童生徒の就学相談や教育内容及び施設・設備を充実します。

#### (3) 教育環境の充実

子供たちが安心して教育を受けられるよう、学校施設の計画的な改築や改修を行います。

特色ある学校づくりに向け、保護者や地域の人々の声や期待を学校運営に反映させるための仕組みづくりを進めます。

教員の専門的資質や能力と指導力の向上を図るため、教員の授業研究を奨励するとともに、コンピュータ研修を実施するなど、研修体制を強化します。

#### (4) 生涯学習の充実

ひとつづくり基本条例や生涯学習推進計画を策定するとともに公民館活動を推進し、各世代に応じた各種学級・講座の拡大及び、指導者の発掘・養成を行います。

世代を越えた交流により、人とのふれあいや公共心を育む機会の創出に努めます。

図書館等の社会教育施設・文化施設のネットワーク化を推進し、生涯学習拠点の機能の充実を図ります。

IT講習会等の開催により、地域情報の受発信力の向上に努めます。

#### (5) 地域文化の継承・創造

地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作などの環境づくりを進めるため地域文化を育む各種文化団体・グループの育成・支援に努めます。

貴重な文化財や歴史資産の保護・活用を積極的に行い、全市を公園ととらえたまちづくりを進めるとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と意識の高揚に努めます。

歴史的価値のある民俗芸能の継承や祭事の維持、文化財の保護などのため、こうした取り組みを行う個人・地区・地域などに対する支援を行うことを目的として、基金制度などを通じた文化創造・維持への支援を行います。

文化施設のネットワーク化と機能連携を図るとともに、市民ニーズに対応した利用しやすい施設への改良など必要な整備に努めます。

情報提供による市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促進します。

#### (6) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツに取り組むきっかけづくりとして、幅広い年齢層の新しいニーズに対応できる教室・講座の開催や各種スポーツ大会の開催による幅広い生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

既存のスポーツ・レクリエーション施設の改修・拡充を推進するとともに、各種競技に対応した総合スポーツ公園や多目的広場などのオープンスペースを確保し、スポーツを通じた市民の交流の場としての機能を充実します。

施設の有効利用、関係団体・グループの支援、指導者の育成に努めま

す。

総合型地域スポーツクラブの設立を検討します。

地域教育、学校教育、教育環境、生涯学習、地域文化、生涯スポーツ・レクリエーション

| 施策の柱               | 主要事業   |
|--------------------|--|
| 家庭や地域における教育力の充実    | 1 就学前教育の支援充実<br>2 家庭教育力向上<br>3 育児情報の提供及び相談体制充実<br>4 幼保一体教育検討 など  |
| 学校教育の充実            | 1 基礎的学力向上<br>2 豊かな人間性向上<br>3 特色ある教育内容充実<br>4 コンピュータ利用教育推進<br>5 国際感覚を育成する教育充実 など  |
| 教育環境の充実            | 1 学校施設整備<br>2 校舎等大規模改造事業<br>3 教職員研修の充実 など  |
| 生涯学習の充実            | 1 ひとづくり基本条例検討<br>2 生涯学習推進計画策定<br>3 生涯学習拠点の機能充実<br>4 生涯学習講座の開催と人材の育成及び各種団体への支援<br>5 既存図書館整備<br>6 図書館のネットワーク化<br>7 IT講習会の開催 など           |
| 地域文化の継承・創造         | 1 文化活動の推進<br>2 地域文化の振興・保護<br>3 全市公園化構想<br>4 各地域の歴史・文化、祭り等の保存継承<br>5 優れた技能や先人の遺産の調査・保全とその有効活用<br>6 地域伝統文化基金創設<br>7 文化施設の整備充実とネットワーク化 など |
| 生涯スポーツ・レクリエーションの振興 | 1 生涯スポーツの推進<br>2 スポーツ教室、イベント開催<br>3 既存体育施設の整備充実と有効活用<br>4 体育施設整備検討<br>5 スポーツ指導者育成<br>6 総合型地域スポーツクラブ設立検討 など                             |

## 2 住み良さづくりプラン実現のための方針

### 【環境・景観、消防・防災、治山治水、交通安全、防犯、消費者保護、上下水道、住宅】

子供から高齢者まで、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、消防や警察などの関係機関とも連携を強化し、地域が一体となって災害や犯罪のない明るい地域づくりに取り組みます。

新市においては防災関係機関等との連携を強化するとともに、災害に対する安全対策の推進、防災拠点施設や防災情報通信システムの整備をはじめとする防災体制の充実強化を図ります。また、住民の防災意識の高揚、防災訓練の実施、自主防災組織の育成強化など地域防災力の向上に努めます。

地域内の豊かな自然環境、生活環境（地域環境）を保全し、環境に優しい循環型社会を構築するため、廃棄物の減量に向けた取り組みをはじめ快適な住環境の構築に向けた施策を推進し、自然と人々の暮らしが調和した快適で住みよいまちづくりを進めます。

### 【主要施策の内容】

#### （１） 環境・景観に配慮したまちづくりの推進

緑多い豊かな自然とブドウやモモなどの果樹園による個性豊かな景観を維持するため、森林、河川、農用地などの貴重な自然環境の保全に努めます。

地域の自然景観や地域の美しい果樹景観の保全に向けて、緑の基本計画や景観条例を制定するとともに景観保全地域の設定などを検討します。

環境基本計画を策定し、学校教育や地域活動などの場で、子供たちをはじめ市民に対する啓発活動や環境教育を実施します。環境問題に対する市民意識の高揚を図るとともに、環境保護活動を推進する団体等を支援します。

小規模水力発電や太陽光発電などのクリーンエネルギーの活用方法を検討し、環境に配慮した先進的な地域を目指します。

ごみの排出量を抑制するため、ごみの減量化を基本に再利用、再資源化に向けた取り組みを推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

一般廃棄物処理計画やし尿処理計画を策定し、効率的なごみの処理体制の確立と処理施設の整備を促進します。

東山梨行政事務組合において、新たなごみ処理施設が整備されるまでの間の廃棄物処理体制を確保します。

市民と行政が一体となって河川清掃や緑化活動、不法投棄防止などの

---

環境美化活動に積極的に取り組み、みどり豊かで快適な環境づくりを進めます。

## (2) 消防・防災体制の強化

地域防災行動計画や水防計画を策定し、各種の災害から市民の生命を守るため、緊急時の避難路や避難場所等の整備をはじめとする警戒避難体制の整備を進めます。

常備消防については、施設や資機材、職員体制の充実に図るとともに組織の効率的な運用を図り、災害への備えをより強固なものとしていきます。

消防団の組織体制を充実するとともに、団員の資質向上に努めます。

震災に強いまちづくりを推進するため、耐震性貯水槽や公共施設耐震整備、防災行政無線等の整備を進めます。

市民の防災意識の高揚に努めるとともに、自治会などの地域コミュニティによる自主防災組織の育成、強化に努め、市民の自主的、自立的な震災に強いまちづくりを促進します。

## (3) 治山治水対策の推進

森林の保水力の向上、土石流、急傾斜地等の土砂災害危険箇所対策など、上流域から下流域まで地域の特性に応じた治山治水事業の推進に努めます。

## (4) 交通安全の推進

広報紙やパンフレットなどによる広報活動や街頭指導などの交通安全啓発活動に取り組みます。

交通指導員の活動を充実させ、子どもから高齢者まで一貫した交通安全教育を実施し、知識の普及と意識の高揚に努めます。

地域内の円滑な交通流動を促す道路ネットワークの形成や、危険個所の道路改良等を進めるとともに、カーブミラーや道路標識の設置などの交通安全施設を整備し、地域内の交通安全を確保します。

## (5) 地域防犯体制の強化

市民の防犯意識の高揚を図るとともに、塩山警察署との緊密な連携体制を確立し、地域パトロールなどを実施します。警察と行政、地域が一体となった地域防犯体制への取り組みを推進します。

こども110番の家や防犯灯、街路灯の設置など、市民の安全を守る生活環境の整備を進めます。

## (6) 消費者の保護

消費者の被害を未然に防ぎ、安心できる商品の購入やサービスが受けられるよう、消費生活に関する情報提供や相談活動の促進に努めます。

## (7) 上下水道整備の促進

新市の水道整備計画を策定し、効率的な配水に向けた施設整備を行います。また、安全で安定した飲料水の供給のため、水源周辺の環境保全をはじめ、事業の経営基盤の強化や老朽化した施設の改良を進めます。

水質管理、漏水対策などの改良整備を進めるため、地域の実情に併せた簡易水道の統合整備を進めます。

琴川ダムを整備を促進し、長期的な安定供給を図るとともに広瀬ダム貯水の有効活用について検討を進めます。

環境の保全と良好な生活環境の整備に向け、下水道整備計画を策定し、公共下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽施設の整備を計画的に進めます。

## (8) 住宅の充実

少子高齢化など時代にあった住宅供給対策として公営住宅の改修を進めるほか、民間事業者とも連携を図り、計画的な住宅対策を実施します。

首都圏から100キロ圏内という立地条件を生かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する「交流居住」施策を進めます。

環境・景観、消防・防災、治山治水、交通安全、防犯、消費者保護、上下水道、住宅

| 施 策 の 柱         | 主 要 事 業            |
|-----------------|--------------------|
| 環境に配慮したまちづくりの推進 | 1 景観保全対策           |
|                 | 2 河川環境対策           |
|                 | 3 緑の基本計画策定、緑化活動推進  |
|                 | 4 環境基本計画策定         |
|                 | 5 景観条例(ガイドプラン)策定   |
|                 | 6 クリーンエネルギー対策      |
|                 | 7 リサイクル推進          |
|                 | 8 環境保護活動団体支援       |
|                 | 9 環境ボランティアの育成、活動支援 |
|                 | 10 一般廃棄物処理計画策定     |
|                 | 11 廃棄物処理施設整備       |
|                 | 12 し尿処理計画策定        |
|                 | 13 不法投棄防止          |

|           |  |
|-----------|--|
| 消防防災体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災行動計画策定</li> <li>2 水防計画策定</li> <li>3 消防施設、ポンプ車整備</li> <li>4 消防団組織体制充実</li> <li>5 耐震性貯水槽整備</li> <li>6 公共施設耐震整備</li> <li>7 防災行政無線整備</li> <li>8 防災資機材整備</li> <li>9 自主防災組織支援                      など</li> </ul>  |
| 治山治水対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 急傾斜地崩壊対策</li> <li>2 治山治水事業                              など</li> </ul>   |
| 交通安全の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全啓発活動</li> <li>2 交通危険個所改修</li> <li>3 交通安全施設整備                        など</li> </ul>   |
| 地域防犯体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域防犯体制確立</li> <li>2 防犯意識啓発活動</li> <li>3 地域パトロール実施</li> <li>4 防犯灯、街路灯等整備                    など</li> </ul>  |
| 消費者の保護    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消費者保護情報提供</li> <li>2 消費者相談活動                            など</li> </ul>   |
| 上下水道整備の促進 | <p>水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 水道整備計画策定</li> <li>2 簡易水道統合整備</li> <li>3 水道施設改修・整備</li> <li>4 峡東地域広域水道整備事業</li> </ul> <p>下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5 下水道整備計画策定</li> <li>6 公共下水道整備</li> <li>7 農業集落排水施設整備</li> <li>8 合併処理浄化槽設置                      など</li> </ul> |
| 住宅の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公営住宅整備</li> <li>2 交流住居推進                              など</li> </ul>   |

### 3 活力づくりプラン実現のための方針

#### 【農林業、商工業、観光、労働環境】

豊かな自然と恵まれた気候、風土によって培われてきた果樹栽培を中心とする農業の振興を図り、地域の活性化と美しい果樹景観の維持発展に取り組みます。基幹産業である農業に付随したワイン醸造などの第2次産業、観光ぶどう園をはじめとした観光業などの第3次産業についても、この地域ならではの資源を生かした個性ある産業の創造と振興を図り、活力あふれるまちづくりに繋げていきます。

とくに新市の観光振興については、地域の豊かな自然や果樹園などの個性ある農業景観、さらには風土や歴史文化、それを守り育ててきた地域の人々など、多様な地域資産を観光資源とし、変化に富んだ新しい観光振興策を展開します。

まちの顔となる中心市街地の活性を図るため、都市基盤整備と併せた商業振興を図ります。また、コミュニティビジネス等の育成による活力ある地域経済の発展に努めます。

#### 【主要施策の内容】

##### (1) 果樹を中心とした農林業の振興

農業生産基盤、農業経営基盤の強化を図り、産地間の競争力を強化するとともに、農産物の品質の向上に取り組み、果樹産地のブランド化を促進します。

地域で生産される農産物の新しい価値を作り出し、農業をベースとして第2次産業、第3次産業と統合した新たな複合的産業の形成に努めます。

農産物に対する情報の受発信体制を充実させるとともに、消費者のニーズに合った流通・販売体制の強化を図ります。

経営意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実するなど、担い手の確保・育成に努めます。

安心して安全な農作物の生産に取り組むとともに環境にやさしい農業を目指し、環境保全型農業を推進します。

農業振興地域整備計画を策定するとともに適切な運用を図り、地域に広がる果樹景観の保全を図ります。また、遊休農地などの管理と有効活用を目的とした農地管理公社の設置を検討します。

木材の生産と併せ森林整備計画を策定するとともに森林の持つ多様な公益的機能、価値を見直し、地域内の森林・緑地の保全に努めます。

森林組合など関係機関と連携し、後継者対策をはじめ林業の健全な育成、推進に取り組みます。

地産地消や環境に対する意識の高まりに対応し、林業の振興を図るため、

---

県産材の認証制度等を推進します。

## (2) 魅力ある商工業の振興

商工業活性化計画を策定するとともに商工会や関係団体との連携を強化し、個性的で魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。

新市のまちづくりや地域経済の発展を目指した商工会の統合を支援します。

高齢化など社会の変化に対応した商店街のあり方を検討し、商店街の活性化に向けた支援を進めます。

都市基盤整備と併せた商業振興を図り、商店街のにぎわいの創出に取り組めます。ユニバーサルデザインを取り入れ、だれもが安心してショッピングできる環境整備に努めます。

企業誘致を進めるため奨励制度等の導入を検討し、新規産業の育成を進め、工業の振興に取り組めます。

構造改革特区制度等の活用により、ワイン醸造業者との連携・支援を強化します。

各種産業支援機関と連携し、中小企業等への融資制度等の支援体制の充実を図り、経営の近代化を促進します。

## (3) 地域資源を活用した観光の振興

魅力あふれる観光地づくりを目指した観光振興計画を策定します。

地域の主要産業である農業と連携したグリーンツーリズムを推進し、農産物の地産地消を推進します。また、来訪者が学習・体験できる交流型の観光産業を推進します。

各地域で実施しているイベント・祭との役割分担を行いながら、新市で取り組んでいく新たな交流型の観光イベント等の開催を促進します。

ホームページの充実や観光施設の活用などにより、地域の観光情報をより積極的に発信し、地域外からの誘客を図ります。

地域内の観光交流施設を地域のシンボルとして充実させるとともに、それぞれの連携を強化し、地域が一体となった観光振興を図ります。

歴史的文化資産や豊かな自然環境など、恵まれた地域資源を有機的に連携させるとともに活用し、効率的な観光振興に向けた組織体制の確立と仕組みづくりを進めます。

観光ボランティアを養成するための事業を実施するとともに、観光ボランティアの活動を支援します。

## (4) 人材育成と労働環境の整備

産業技術短大と連携を図り、新しい時代に向けた人材育成を行うとともに、あらゆる分野における地域密着型の起業家への支援を行います。

---

新しい就労希望者に向けた相談体制の整備や情報提供の充実を図るとともに、就労者を対象にした研修・教育体制の充実などにも努めます。

就労者が労働意欲を維持・向上できるよう就業環境の向上と雇用条件の改善への支援を進めるとともに、高齢者や女性の就労機会の拡大を図るための取り組みを進めます。

農林業、商工業、観光、労働環境

| 施 策 の 柱        | 主 要 事 業   |
|----------------|---|
| 果樹を中心とした農林業の振興 | 1 農業生産基盤整備<br>2 農業振興地域整備計画策定<br>3 農産物直売所整備<br>4 果樹産地ブランド化促進<br>5 構造改革特区事業<br>6 農地流動化促進<br>7 認定農業者及び農業後継者育成<br>8 遊休農地等活用推進<br>9 環境保全型農業の推進<br>10 体験型農業による農業活性化<br>11 農地管理公社設置検討<br>12 森林整備計画策定<br>13 森林資源育成活用 など |
| 魅力ある商工業の振興     | 1 商工業活性化計画の策定<br>2 商店街施設整備<br>3 市街地活性化推進<br>4 商工会育成・支援<br>5 商工会統合支援<br>6 商工業融資制度<br>7 企業誘致奨励<br>8 ワイン産地振興 など  |
| 地域資源を活用した観光の振興 | 1 観光振興計画の策定<br>2 都市交流施設整備<br>3 直販・体験型観光施設整備<br>4 観光拠点整備<br>5 観光情報発信体制充実<br>6 歴史的文化財を活用した観光振興<br>7 交流イベント開催<br>8 観光ボランティア育成<br>9 公共トイレ整備 など  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 人材の育成と労働<br>環境の整備 | 1 新規起業家支援<br>2 就職相談の実施<br>3 雇用安定対策<br>4 勤労者福祉向上支援                      など |
|-------------------|---|

## 4 地域交流型都市構造構築のための方針

### 【土地利用、道路交通】

自然環境と都市環境の均衡がとれた良好な環境に配慮した、合理的な土地利用の誘導を図るまちづくりを進めるため、交通条件や周辺環境等に配慮し、民間活力の導入も視野にいれながら、それぞれの地域の均衡ある発展を目指します。

新市は標高差が大きく山間部が多いため、地域間を結ぶ交通基盤の整備を推進し、それぞれの地域の均衡ある発展へと結びつけていきます。また、地域内の基幹道路を外郭環状道路と位置づけた整備を行い、広域的な流通需要に対しても円滑に対応していきます。

### 【主要施策】

#### (1) 合理的な土地利用の推進

国土利用計画（市計画）を策定し、開発する土地と保全する土地を明確にし、各種計画との調整を図り、長期的、計画的な土地利用を図ります。

一体的な都市づくりを推進するため、都市づくりの基本的な方針を示す都市計画マスタープランを策定します。

都市機能の充実を図るため、区画整理事業など、地域の特性に応じた整備、誘導手法等を活用し、良好な市街地環境の整備を目指します。

新市において策定する「農業振興地域整備計画」に基づき、農村地域の秩序ある土地利用に努めます。

#### (2) 地域交通ネットワークの整備

道路網整備計画を策定し、各地域における医療・教育・福祉・観光施設などの拠点施設を結ぶための地域間連絡道路の整備を図ります。

中央自動車道勝沼インターチェンジ、国道20号、140号、411号などの広域的な幹線道路との結節性、案内性を向上させる環境整備を図ります。

地域内や市街地間の円滑な交通を確保するため、鉄道によって寸断されている主要連絡道路の立体化を推進します。

市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため計画的な整備に取り組みます。

地域内の移動が容易にでき、わかりやすく景観を損なわない案内板表示（サインシステム）を整備します。

地域内の高齢者や障害者、児童などマイカー利用が困難な市民の日常生

活の充実や来訪者の利便性を図るため、駅や地域内の公共施設を結ぶ地域循環バスなどによる公共交通機関のネットワーク化を推進します。

土地利用、地域交通

| 施策の柱          | 主要事業   |
|---------------|--|
| 合理的な土地利用の推進   | 1 国土利用計画策定<br>2 都市計画マスタープラン策定<br>3 区画整備事業<br>4 駅周辺整備<br>5 地籍調査推進 など                      |
| 地域交通ネットワークの整備 | 1 道路網整備計画策定<br>2 地域間連絡道路の整備<br>3 生活道路整備<br>4 幹線道路整備<br>5 案内板（サインシステム）整備<br>6 地域循環バス運行 など |

## 5 新たな地域経営の仕組みづくりのための方針

### 【地域自治、行財政基盤、市民参画、男女共同参画】

新市においては、市民が主役となり、地域が主体となったまちづくりを、補完性の原則に基づいて進めます。

これからの市民と行政は対等・協力の立場で「わたしたちの地域は、わたしたちで創る」といった自主自立のまちづくりを基本とすることが必要です。

市民と行政が情報を共有化することにより、市民が積極的に自治活動に参画できる仕組みを構築し、現市町村役場を核として、真に市民のニーズに合った円滑で効率的な自治体経営に努めます。

さらに、地域における身近な交流から市域内外の多様な地域間の交流、国際的な交流に至るまで、様々な市民活動の促進を図ります。

### 【主要施策の内容】

#### (1) 個性を磨く地域自治の創造

自治基本条例をはじめとした条例等の整備や、「補完性の原則による三層構造のまちづくり」に取り組みます。

地域自治組織を設置するとともに地域協議会を組織し、市役所（地域総合局及び本庁等）と連携する協働体制の構築を目指します。また、新市まちづくり計画の進行状況や各種計画策定における提案など、住民意見の反映に努めます。

地域を支える人材の育成や、ボランティア団体、NPO団体等との連携・交流の活性化など、各種支援策の充実を図ります。

地域の輝く個性が新市のまちづくりに継続・拡充されるよう、これまでのコミュニティ活動等を継承した地域づくりを推進します。

#### (2) 行財政基盤の確立

地方分権時代に求められる自立的で効果的な行政運営を推進するため、行財政改革大綱を策定します。

合併効果を最大限発揮できるよう、事務事業評価、政策評価制度を導入します。職員研修を充実し市役所の政策形成能力を充実します。

住民に分かりやすい簡素で効率的な組織づくりを進めるため、定員適正化計画を策定します。

自主財源の安定した確保に努め、長期的・総合的な視点に基づいた効率的な財政運営に努めます。

公共的な事業やサービスを実施、提供する場合において、効率と効果

---

を十分に踏まえた取り組みを行います。

インターネットの新市のホームページから、証明書発行、申請・許可などが行える電子市役所を目指すとともに、家庭と市役所を結ぶ情報通信基盤の整備を進めます。

必要に応じて民営方式への切替えを行うことにより、効率的な事業を推進します。

### **(3) 交流と連携による市民参画のまちづくりの推進**

市民・事業者・行政の協働の体制づくりを進め、市民が主役のまちづくりを推進します。

新市内部における交流・連携はもちろん、周辺地域や国内、さらに外国の友好都市等、人と地域のネットワークを広げ、開かれたまちづくりを進めます。

広報・広聴機能の充実に努め、情報伝達だけでなく、まちづくりや行政課題についての問題提起や、政策形成過程における意見募集など双方向のコミュニケーションを促進します。

地域における情報化を推進し、市民と行政の情報の共有化を図り、多様な生活情報等を身近で利用できるようにするとともに、積極的な情報の受発信を行い、情報交流による新しいコミュニティづくりを進めます。

ボランティア、NPO等多様な市民活動の支援に努めるとともに、公民館などを市民交流の拠点として整備します。

### **(4) 男女共同参画社会の実現**

男女共同参画推進計画を策定し、男女が対等な立場で、自らの意思により社会活動に参画できるようにするための啓発活動や子育て等の支援体制の充実に努めます。

人権を最重要視し、性別による固定的な役割分担等が改められ、家庭・地域・職場等において、だれもがいきいきとした生活を送ることのできる社会を目指します。

男女共同参画の推進に関する基本理念や、市民・事業者・市が取り組むべきことや市の施策の基本的事項を定めた男女共同参画推進条例を定めます。

男女共同参画施策を実施するとともに、市民及び事業者による男女共同参画に関する取組を支援するための拠点を設置します。

地域自治、行財政基盤、市民参画、男女共同参画

| 施策の柱                  | 主要事業   |
|-----------------------|--|
| 個性を磨く地域自治の創造          | 1 自治基本条例制定<br>2 地域自治組織の設置<br>3 自治活動、ボランティア活動、NPO活動支援<br>4 コミュニティ活動等の機会拡充 など  |
| 行財政基盤の確立              | 1 行財政改革大綱策定<br>2 事務事業評価、政策評価システム構築<br>3 職員研修体制充実<br>4 定員適正化計画策定<br>5 電子市役所形成推進<br>6 C A T V ・ 情報通信基盤の整備<br>7 民間活力導入 など |
| 交流と連携による市民参画のまちづくりの推進 | 1 情報公開の推進<br>2 情報の発信及び広報・広聴機能充実<br>3 住民と行政の協働推進<br>4 地域間交流促進<br>5 友好都市交流<br>6 市民交流拠点整備 など                              |
| 男女共同参画社会の実現           | 1 男女共同参画推進計画策定<br>2 男女共同参画条例制定<br>3 人権意識啓発<br>4 男女共同参画推進拠点充実 など  |

## 第9章 新市における県事業の推進

### 1 山梨県の役割

新市においては、既存道路を活用しながら、地域内の各拠点や公共施設へのスムーズなアクセスが可能となる道路ネットワーク等の都市基盤整備を図るとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを進めることが重要になっています。

山梨県は、新市と連携しながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

### 2 新市における山梨県事業

#### (1) 道路網の整備

新市は関東地方から甲府盆地への交通の要衝の地であることから、利便性の高い道路網の整備の実現に向けた支援を行っていきます。

特に、西関東連絡道路の建設を推進するとともに、中央自動車道勝沼インターチェンジ、国道140号、国道411号、国道20号などの広域的な幹線道路との結節性や市域内の拠点をネットワーク化する機能を向上させ、安全性や快適性にも配慮した整備を進めます。

| 事業名      | 事業内容  |
|----------|---|
| 国道・県道の整備 | 県道大菩薩初鹿野線、県道日影笹子線、県道休息山梨線、県道休息勝沼線、県道塩山勝沼線、国道411号等 |

#### (2) 河川の整備

河川改修の整備を推進し、氾濫による災害防止や河川環境の保全整備を推進します。

また、水辺に親しむ憩いと安らぎの場としての環境づくりを進めます。

| 事業名     | 事業内容                  |
|---------|-----------------------|
| 河川の改修整備 | 重川の改修、矢沢川の改修、日川の環境整備等 |

### (3) 砂防・保安林の整備

土砂災害や溪流の荒廃を防止し、住民が安全で安心して生活できる基盤づくりを進めるため、地域の特性を生かした各種砂防事業や治山事業、保安林の整備を推進します。

| 事業名     | 事業内容                     |
|---------|--------------------------|
| 砂防事業    | 大久保沢堰堤、御影沢堰堤 等           |
| 保安林施設事業 | 佐野川、中道沢、大蔵沢の整備、保安林改良、保育等 |

### (4) 下水道の整備

快適な住環境の確立や公衆衛生の向上を図り、河川等の公共用水域の水質環境保全のため、下水道事業の促進や浄化槽、農業集落廃水施設の整備を促進します。

### (5) 農林業の振興

全国有数の果樹生産地域である新市の特性を生かした特色ある地域づくりに向け、基盤整備を推進します。

| 事業名       | 事業内容  |
|-----------|---|
| 農業農村整備事業  | 畑地帯総合整備事業や農道整備事業等による農業生産基盤の整備<br>・塩山地域の玉宮、大藤、三日市場、小屋敷、牛奥等の各地域<br>・勝沼地域の重川左岸、日川右岸、菱山等の各地域<br>農地防災事業によるため池、用水路等の防災工事<br>・勝沼相野原地域<br>中山間地域総合整備事業等による中山間地域の農業生産基盤、生活環境基盤の整備 |
| 林業振興・林道整備 | 林道源次郎線の整備促進<br>県営林道焼山真木線の整備、改良舗装、拡幅改良 等   |

### (6) 観光の振興

豊かな自然景観や歴史的な文化財、神社仏閣、ワインやブドウなどの果樹園を資源とした観光施策を推進してきましたが、これからは、もう一歩進めて旅行者が地域の歴史的施設、農園、工場等を訪問し、学習したりする交流型の観光を推進していきます。

---

#### (7) その他の公共施設の整備

新市のまちづくりにおいては、恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、地域の個性を生かしたコミュニティのあり方を創造し、地域振興に関わる諸要望も尊重する中で、新市と協調しながら公共施設の整備について検討します。

---

## 第 10 章 公共的施設の適正配置と整備

### 1 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、市民サービスと地域バランスの観点から、従来までの利便性を損なうことのないよう配慮し、適正に配置します。

また、新たな公共的施設の整備や統合整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分論議するとともに、既存施設の有効利用や相互利用を進め、住民サービスの向上に向けた整備に努めます。

新市の庁舎については、当面は現行の庁舎を活用することにより対応していきます。また、新たな庁舎の整備、統合等については、新市において市民の意向や財政状況等を踏まえ、慎重に検討していきます。

### 2 地域総合局（仮称）の設置

新市のまちづくりにあたっては、地域の文化や個性を継承しつつ、市民の意向を尊重したまちづくりを進める基本的な考えに基づき、旧市町村役場に地域総合局（仮称）を設置します。

地域総合局（仮称）は、地域住民にもっとも身近なまちづくり拠点として、日常性の高い行政サービスを行うとともに、地域協議会をはじめとする住民組織と連携し、住民参画を基本とした地域のまちづくりを推進します。

---

## 第 11 章 新市財政計画

### 1 前提条件

新市における財政計画は、新市発足時から平成 27 年度までの 10 年間について、歳入、歳出の各項目別の過去の実績を基礎として、合併後に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計について策定します。

主要施策（主要事業）については、合併後において、緊急性・効果等を勘案して作成される実施計画に従い、限られた財源の中で効率的・効果的な実施を図っていくものです。

### 2 歳入

#### （1）地方税

過去の実績と今後の人口の推移を考慮し、現行税制度を基本に推計しています。

#### （2）地方交付税

国の財政構造改革の影響により減額が行われている点を考慮し、減額を見込んでいますが、普通交付税については、合併に伴う財政支援措置である「合併算定替」や「合併特例債の元利償還金に対する措置分」などを見込んでいます。また、特別交付税については、過去の実績を踏まえながら、普通交付税と同様に推計し、合併に伴う財政支援措置を見込んでいます。

#### （3）分担金及び負担金・使用料・手数料

過去の実績を基に、概ね現状で推移するものとしています。

#### （4）国庫支出金・県支出金

経常的な経費に係る補助金は、過去の実績等により推計し、投資的な経費に係る補助金については、国の財政構造改革の影響により減少傾向で推移していくものと見込むほか、合併に係る財政支援を見込んでいます。

#### （5）地方債

新市建設計画に伴う合併特例債、交付税措置がある地方債を主に、後年度の財政負担に配慮して見込んでいます。

---

## (6) その他

その他の地方譲与税等、地方特例交付金、負担金及び分担金等、寄附金については、過去の実績を踏まえながら横ばいで推計しています。

## 3 歳出

### (1) 人件費

合併による特別職等の削減、行財政改革の推進に伴う一般職員の削減を見込んでいます。

### (2) 物件費

過去の実績を基に、合併に伴う業務の効率化や歳出削減努力等を見込んで推計しています。

### (3) 扶助費

生活保護費については、過去の実績を基に推計し、生活保護費以外の扶助費は、65歳以上の伸び率を考慮して推計しています。

### (4) 維持補修費

過去の実績を基に推計しています。

### (5) 補助費等

過去の実績を踏まえながら合併に伴う削減効果等を考慮して推計しています。

### (6) 普通建設事業費

健全な財政運営を行うにあたって投資可能な額を普通建設事業費として見込んでいます。

### (7) 公債費

合併前の各市町村の発行債に係る償還予定額と、新市における通常債、合併特例債の償還見込み額から算定しています。

### (8) 積立金

合併後の新市の振興を図るために設ける基金への積み立てを見込むとともに、財政調整基金等への積み立てを見込んでいます。

## (9) その他

その他の投資及び出資金・貸付金、繰出金については、過去の実績を踏まえながら横ばいで推計しています。

## 4 歳入歳出の見通し

### 歳入

単位:百万円

| 区 分      | 平成15年度<br>決算額 | 平成<br>17年度 | 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度 | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 | 平成<br>22年度 | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 |
|----------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 地方税      | 4,549         | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      | 4,459      |
| 地方譲与税    | 149           | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        |
| 利子割交付金   | 38            | 38         | 38         | 38         | 38         | 38         | 38         | 38         | 38         | 38         | 38         | 38         |
| 配当割交付金   |               | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |
| 株式等譲渡交付金 |               | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          |
| 地方消費税交付金 | 320           | 320        | 320        | 320        | 320        | 320        | 320        | 320        | 320        | 320        | 320        | 320        |
| ゴルフ場交付金  | 24            | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         | 24         |
| 自動車交付金   | 90            | 90         | 90         | 90         | 90         | 90         | 90         | 90         | 90         | 90         | 90         | 90         |
| 地方特例交付金  | 125           | 125        | 125        | 125        | 125        | 125        | 125        | 125        | 125        | 125        | 125        | 125        |
| 地方交付税    | 4,997         | 4,671      | 4,376      | 4,151      | 3,935      | 3,920      | 3,906      | 3,905      | 3,893      | 3,880      | 3,872      | 3,870      |
| 交通安全交付金  | 5             | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |
| 分担金・負担金  | 515           | 515        | 515        | 515        | 515        | 515        | 515        | 515        | 515        | 515        | 515        | 515        |
| 使用料・手数料  | 333           | 333        | 333        | 333        | 333        | 333        | 333        | 333        | 333        | 333        | 333        | 333        |
| 国庫支出金    | 837           | 1,249      | 1,229      | 1,233      | 1,129      | 1,131      | 1,162      | 1,190      | 1,153      | 1,183      | 1,218      | 1,337      |
| 県支出金     | 1,019         | 1,355      | 1,353      | 1,355      | 1,306      | 1,307      | 1,189      | 1,191      | 1,167      | 1,177      | 1,191      | 1,269      |
| 財産収入     | 26            | 26         | 26         | 26         | 26         | 26         | 26         | 26         | 26         | 26         | 26         | 26         |
| 寄附金      | 24            | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         |
| 繰入金      | 895           | 205        | 226        | 256        | 389        | 468        | 655        | 664        | 661        | 662        | 663        | 490        |
| 繰越金      | 469           | 396        | 310        | 357        | 494        | 373        | 323        | 303        | 353        | 456        | 282        | 305        |
| 諸収入      | 208           | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        | 208        |
| 地方債      | 1,937         | 4,038      | 4,226      | 4,136      | 3,507      | 3,507      | 2,926      | 2,701      | 2,431      | 2,188      | 1,969      | 1,937      |
| 歳入合計     | 16,560        | 18,283     | 18,089     | 17,857     | 17,129     | 17,075     | 16,530     | 16,323     | 16,027     | 15,915     | 15,564     | 15,577     |

### 歳出

単位:百万円

| 区 分     | 平成15年度<br>決算額 | 平成<br>17年度 | 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度 | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 | 平成<br>22年度 | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 |
|---------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 人件費     | 3,308         | 3,091      | 2,993      | 3,034      | 3,015      | 3,045      | 3,002      | 2,973      | 2,843      | 2,728      | 2,706      | 2,602      |
| 物件費     | 2,152         | 2,087      | 2,087      | 2,056      | 2,024      | 1,993      | 1,962      | 1,930      | 1,899      | 1,868      | 1,837      | 1,807      |
| 維持補修費   | 75            | 75         | 75         | 75         | 75         | 75         | 75         | 75         | 75         | 75         | 75         | 75         |
| 扶助費     | 1,482         | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      | 1,482      |
| 補助費等    | 1,639         | 1,639      | 1,849      | 1,639      | 1,744      | 1,639      | 1,629      | 1,620      | 1,610      | 1,601      | 1,591      | 1,552      |
| 普通建設事業費 | 2,736         | 4,099      | 4,050      | 3,700      | 3,700      | 3,476      | 2,986      | 2,812      | 2,641      | 2,564      | 2,516      | 2,414      |
| 公債費     | 2,333         | 2,247      | 2,254      | 2,178      | 2,146      | 2,314      | 2,335      | 2,448      | 2,549      | 2,675      | 2,426      | 2,626      |
| 積立金     | 192           | 1,141      | 831        | 961        | 537        | 695        | 723        | 597        | 439        | 608        | 594        | 736        |
| 投資・出資金  | 148           | 197        | 196        | 206        | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| 貸付金     | 113           | 113        | 113        | 113        | 113        | 113        | 113        | 113        | 113        | 113        | 113        | 113        |
| 繰出金     | 1,802         | 1,802      | 1,802      | 1,919      | 1,919      | 1,919      | 1,919      | 1,919      | 1,919      | 1,918      | 1,918      | 1,918      |
| 歳出合計    | 15,980        | 17,973     | 17,732     | 17,363     | 16,756     | 16,752     | 16,227     | 15,970     | 15,571     | 15,633     | 15,259     | 15,326     |

## 5 財政用語説明

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 普通会計    |   | 市町村の財政状況を統一的な基準で比較するため、総務省が定めた会計区分。                |
| 歳入      | 地方税   | 住民税、固定資産税、入湯税など、市町村が課する税金。                         |
|         | 譲与税<br>・各種交付金                                 | 国や県で税として徴収され、地方や市町村に譲与及び交付されるもの。                   |
|         | 地方交付税   | 標準的な行政サービスや基本的な社会資本整備が全国の市町村で行えるように、国税の一部が配分されるもの。 |
|         | 分担金・負担金                                       | 特定のサービスを受けた方に負担してもらうもの。                            |
|         | 使用料・手数料                                       | 施設などの使用料や特定の事務によって、利益を受ける方に負担してもらうもの。              |
|         | 国庫・県支出金                                       | 特定の事務や事業を実施するための、国や県からの負担金及び補助金など。                 |
|         | 財産収入・寄附金・諸収入                                  | 公有財産の貸付料や基金運用益、そして他に含まれない収入。                       |
|         | 繰入金   | 特別会計や基金など、一般会計以外から繰り入れるもの。                         |
| 地方債     | 市町村が実施する事業(道路や学校などの施設整備など)の経費の一部を長期的に借り入れる資金。 |  |
| 歳出      | 人件費   | 特別職や一般職員などの報酬や給与。                                  |
|         | 物件費   | 賃金や旅費、光熱水費、施設管理委託料などの経費。                           |
|         | 維持補修費   | 施設や道路などの維持補修を行い、施設等の耐用年数を延ばすための経費。                 |
|         | 扶助費   | 福祉関係の措置費や支援費など、社会保障制度の一環として支出される経費。                |
|         | 補助費等  | 各種団体への補助金や一部事務組合などへの負担金として支出される経費。                 |
|         | 公債費   | 過去の発行した地方債の返済金(元金、利息)。                             |
|         | 投資・出資金、貸付金                                    | 水道企業団への出資や、福祉・農業での資金貸付や教育の奨学金などの経費。                |
|         | 積立金   | 特定の目的のために設けられた基金に積み立てる経費。                          |
|         | 繰出金   | 一般会計から特別会計へ支出される経費。                                |
| 普通建設事業費 | 道路や学校など、公共的施設建設などのための経費。                      |  |